

## 令和元年第3回本巣市議会定例会議事日程（第1号）

令和元年8月29日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第44号 本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第5 議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第46号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第48号 本巣市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 本巣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第54号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第55号 物品売買契約の締結について（市内LANネットワーク機器）
- 日程第16 議案第56号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第17 議案第57号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第58号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 認定第1号 平成30年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第2号 平成30年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第3号 平成30年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第4号 平成30年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第5号 平成30年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 認定第6号 平成30年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第25 認定第7号 平成30年度本巣市水道事業会計決算について
- 日程第26 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（１５名）

２番 今 枝 和 子  
４番 寺 町 茂  
６番 澤 村 均  
８番 鏑 本 規 之  
１０番 臼 井 悦 子  
１２番 村 瀬 明 義  
１４番 瀬 川 治 男  
１６番 大 西 徳三郎

３番 高 田 浩 視  
５番 河 村 志 信  
７番 堀 部 好 秀  
９番 黒 田 芳 弘  
１１番 道 下 和 茂  
１３番 若 原 敏 郎  
１５番 上 谷 政 明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（１名）

---

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

|                  |         |           |         |
|------------------|---------|-----------|---------|
| 市 長              | 藤 原 勉   | 副 市 長     | 早 川 謙   |
| 教 育 長            | 川 治 秀 輝 | 総 務 部 長   | 畑 中 和 徳 |
| 企 画 部 長          | 大 野 一 彦 | 市民環境部長    | 洞 口 博 行 |
| 健康福祉部長           | 久 富 和 浩 | 産業建設部長    | 原 誠     |
| 林 政 部 長          | 古 沢 弘 康 | 上下水道部長    | 翠 直 樹   |
| 教育委員会<br>事 務 局 長 | 溝 口 信 司 | 会 計 管 理 者 | 加 藤 健 二 |
| 代表監査委員           | 三田村 晃 司 |           |         |

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

|         |       |         |         |
|---------|-------|---------|---------|
| 議会事務局長  | 鷺 見 誠 | 議 会 書 記 | 大久保 守 康 |
| 議 会 書 記 | 山 本 憲 | 議 会 書 記 | 松 井 俊 英 |

---

## 開会の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

ただいまから令和元年第 3 回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は 15 名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

### ○議長（鰐本規之君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第 81 条により、議席番号 3 番 高田浩視君と 4 番 寺町茂君を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定

### ○議長（鰐本規之君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 26 日までの 29 日間とし、8 月 30 日から 9 月 1 日まで、9 月 3 日から 8 日まで、11 日から 25 日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定いたしました。

---

## 日程第 3 諸般の報告

### ○議長（鰐本規之君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、報告させていただきます。

議長として出席しました会議等につきまして報告をさせていただきます。

7 月 5 日に各務原市において開催されました第 282 回岐阜県市議会議長会に、副議長と出席してきましたので、報告をいたします。

初めに、会長市であります岐阜市議会より会務報告があり、その後、議案の審議を行いました。

議案は、可児市より提出された太陽光発電施設の立地規制等に係る法整備等についての要望議案及び山県市より提出されました豚肉の自給率向上に向けた豚コレラ対策について、並びに新たな過

疎対策の制定についての要望議案が提出され、原案のとおり可決されました。

続いて、平成30年度岐阜県市議会議長会会計及び慶弔基金会計の歳入歳出決算認定について提出され、原案のとおり承認されました。

また、岐阜県市議会議長会慶弔基金の廃止に伴う会則等の改正及び残高の処理についての議案が提出され、原案のとおり可決されました。

なお、議長会の次期開催市については可児市に決定されました。

総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。

以上で議長報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を臼井委員長にお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 臼井悦子君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

おはようございます。

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第63号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、6月に開かれました第2回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、上真桑地内のまくわうり栽培研究会が育てている圃場の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された名鉄揖斐線廃線敷開発検討特別委員会、全国市議会議長会・東海市議会議長会から功労者表彰、補正予算の内容と主な議案について、一般質問、委員会活動、議員活動日誌、審議結果及び各議員の表決、政務活動費の使途の順に掲載し、12ページには、岐阜農林高校のまくわうりひろめ隊についての記事を掲載しました。

今回は、令和元年6月28日、7月2日、7月9日、7月17日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、11月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

#### ○議長（鰐本規之君）

続きまして、藤原市長から行政報告をお願いいたします。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、私から行政報告を申し上げたいと思います。

まず初めに、本巣市庁舎整備基本方針（案）につきまして御説明を申し上げます。

本巣市は、平成16年2月1日の合併以降、庁舎につきましては旧町村役場の庁舎を活用した分庁舎方式により行政運営を進めてきましたが、平成19年度以降、市民サービスの維持・向上、また防災対策の迅速化、庁舎の老朽化を踏まえた健全な行財政運営の継続などの観点から、今後の庁舎整備について検討を進めてまいりました。

今回、平成29年度の有識者会議、さらには昨年度行われた整備検討委員会から本年3月に出された本巢市庁舎の整備方針についての意見書などの内容を尊重し、今後の庁舎整備の検討資料とすることを目的に、新たに庁舎整備基本方針（案）を取りまとめました。

今後、この基本方針（案）をもとに、具体化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えており、今議会に庁舎整備基本計画等の策定に係る経費を補正予算として計上させていただいているところでございます。

次に、東海環状自動車道西回りルートの子市の整備状況につきまして、御説明を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、（仮称）本巢パーキングエリア周辺の工事につきましては、6月議会にて現地を御確認いただいております、現在、東側のランプのボックスカルバートが完了し、今後、西側のランプのボックスカルバート及び本巢市西部連絡道路線をまたぐボックスカルバートの工事が予定されているとのことでございます。

なお、西部連絡道路線のボックスカルバートの工事中は、西部連絡道路線の仮設道路を設置し、迂回路とする予定とのことでございます。

また、（仮称）本巢パーキングエリアの盛り土につきましても、随時進めていくとお聞きいたしております。

続きまして、（仮称）糸貫インターチェンジ周辺の工事でございますが、現在インターチェンジ周辺の用排水路及び市道のつけかえ、擁壁及び横断ボックスカルバート及び盛り土工事等が進められております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、現在、橋脚及び橋桁の修正設計を実施しており、修正設計が終了次第、順次工事を発注していく予定となっておりますとお聞きしております。工事が発注されるのはことしの12月ごろからで、実際に工事が始まるのは来年の4月ごろからだとお聞きをいたしております。

いずれにいたしましても、早期に、この東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施行に係る関係部署との調整など事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるようにインターチェンジへのアクセス道路の整備を県とともに進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

さらに、昨年度より要望いたしております（仮称）大野神戸インターチェンジから（仮称）糸貫インターチェンジ間について、（仮称）糸貫インターチェンジの令和4年度の開通を今後も引き続き、国、中日本高速道路株式会社及び県に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして、御報告を申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、本年2月4日に開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、今年度の沿線市町による支援額を、固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて9,500万円とすることが決定されているところでございます。

このような状況の中、6月26日に樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、平成30年度における

樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

初めに、旅客営業の状況について御説明を申し上げます。

桜輸送につきましては、車両1両が、平成29年12月に発生いたしました踏切事故により使用不能となっており、旅行者の団体利用を受けることができなかったため、前期比約1,700人減の4,404人の利用者となりました。

また、企画商品の養老鉄道、また樽見鉄道のミニ周遊券の継続販売、また鮎クーポンが、マスコミ効果によりまして前期より468人増加いたしました。また、猛暑によります出控え、また台風の影響により、特にモレラ岐阜駅の利用者が大きく落ち込んだこともあり、定期外収入は前期比約400万円の減収となりました。

定期収入は、通学定期の利用者が増加したため、約22万円増収となりましたが、旅客営業収入全体では約378万円の減収となっております。

次に、経費について御説明申し上げます。

人件費につきましては、列車増便を見据えた3名の新規採用により前期比約998万円増加し、修繕費につきましては、台風被害の修繕や駅ホームの改修工事などにより、前期比約2,638万円の増加となりました。

また、動力費につきましても、原油高により前期比約273万円増加いたしました。また、鉄道高架事業の建設仮勘定振替額6,560万円を差し引き、営業経費全体では約962万円前期を下回り、経常損失は前期より約2,060万円改善されましたが、依然として4,090万円の赤字となっております。

この赤字を補填するための沿線5市町による補助金及び国や県の補助金などの約2億582万円の特別利益がございしますが、平成30年度は老朽化した車両の更新があったことから、当期損益は前期比約3,563万円減の約663万円の赤字となっております。

このように、樽見鉄道の経営状況は沿線市町や国、県からの多額の補助金に大きく依存し、こうした補助金で収支を合わせている経営状況であり、依然として厳しい状況ではございますが、利便性の向上を図り、一人でも多くの利用者を獲得するため、本年度より本巣・大垣間を中心に列車本数を上下で6本増便するなどの取り組みをしているところでもございます。

また、鉄道高架事業につきましては、昨年10月21日の始発列車から仮線への切りかえが完了し、本線高架化工事が本格的に進められている状況でございます。

次に、令和元年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月26日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

初めに、議長・副議長の選挙が行われ、選挙の結果、議長には岐阜市議会議長の大野一生氏が、副議長には大野町議会議長の井上保子氏が選任をされました。

提出されました案件は、専決処分報告についてということで、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての3件でござい

ざいます。

まず、専決処分されました岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案のとおり承認をされました。

次に、令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成30年度の医療給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金の増額の50億2,464万7,000円の補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり可決をされました。

次に、平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計が歳入総額2億5,429万6,830円、歳出総額2億4,455万9,338円、特別会計が歳入総額2,571億9,343万4,591円、歳出総額2,473億239万8,283円でございます。平成29年度の決算額と比較いたしますと、歳出ベースで2.3%の増となっております。

この決算につきましても、原案報告どおり認定されました。

以上、行政報告とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第44号から日程第14 議案第54号まで（上程・説明）

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第4、議案第44号から日程第14、議案第54号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第44号 本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員制度が創設されたことにより、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員制度が創設されたことにより関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第46号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、定数の外に置く職員を明確化するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第48号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本巣市税条例の一部を改正する必要があるため、また、入湯税における課税免除規定を拡充する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第49号 本巣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことに伴い、引用法令等を整理するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第50号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、旧氏による印鑑登録事務に関する事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第51号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布による児童扶養手当法の一部改正に伴い、母子家庭等及び父子家庭の所得を判定する期間を変更する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第52号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、令和元年10月1日以降の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額の一部について無償化等を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第53号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

市営神海住宅のうち、昭和46年に建築した本巣市神海1324番地2に位置する建物の老朽化に伴い、当該建物を廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第54号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布に伴い、本巣市水道事業給水条例の一部を改正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第44号から議案第47号までは企画部長から、議案第48号は総務部長から、議案第50号及び議案第51号は市民環境部長から、議案第52号は健康福祉部長から、議案第

53号は産業建設部長から、議案第54号は上下水道部長から、それぞれ御説明を申し上げます。なお、議案第49号につきましては、補足説明はございません。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（鰐本規之君）**

議案第44号、議案第45号、議案第46号及び議案第47号の補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、議案第44号から議案第47号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第44号 本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでございます。

恐れ入ります、議案の概要のつづりの1ページをごらん願います。

では、まず制定の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されましたことに伴い、地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

その制定の内容でございますが、まず、第2条の定義といたしまして、フルタイム会計年度任用職員につきましては、フルタイム勤務とすべき標準的な業務量がある職で、相当の期間任用される職員をつけるべき業務に従事する職でない職をいい、パートタイム会計年度任用職員につきましては、フルタイム勤務とすべき標準的な業務量がない職で、相当の期間任用される職員をつけるべき業務に従事する職でない職とすることをそれぞれ定義いたしております。

次に、第3条では、会計年度職員の給与について規定しておりまして、フルタイム会計年度任用職員の給与につきましては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とし、また、パートタイム会計年度任用職員の給与につきましては、報酬及び期末手当とするものでございます。

第4条につきましては、フルタイム会計年度任用職員に対する給料表の種類を規定するものでございまして、その種類を行政職給料表と医療職給料表とするものでございます。

第6条では、フルタイム会計年度任用職員に対する給料の支給につきまして、本巢市職員の給与に関する条例に定めた一般職員の規定を準用するものとしております。

次に、第7条から第11条では、フルタイム会計年度任用職員に支給する通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当につきましては、本巢市職員の給与に関する条例に定めた一般職員の規定を準用するものとしております。

2ページをお開き願います。

第13条では、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当を規定しておりまして、その支給につきましては、給与条例に定めた一般職の規定を準用し、期末手当の額は期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額とするものでございます。

次に、第14条では、フルタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当を規定しておりまして、

その支給につきましては、本巢市職員の特殊勤務手当に関する条例に定めた一般職員の規定を準用するものでございます。

第17条につきましては、パートタイム会計年度任用職員に対する報酬を規定いたしておりまして、月額で報酬を定める額につきましては、フルタイム会計年度任用職員に支給する給料月額に1週間当たりの勤務時間が38時間45分で除した値を乗じて得た額とし、日額で報酬を定める額につきましては、フルタイム会計年度任用職員に支給する給料月額を月当たりの標準勤務日数である21で除して得た額に1日当たりの勤務時間を7時間45分で除した値を乗じて得た額とするものでございます。また、時間額で報酬を定める額につきましては、フルタイム会計年度任用職員に支給する給料月額を162.75で除した値を乗じて得た額とするものでございます。

次に、第18条では、特殊勤務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例に定めた一般職の例により計算して得た額の報酬を支給することを規定しております。

第19条から第21条では、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例に定めた一般職員の例により計算して得た額の報酬を支給することを規定しております。

第23条では、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当を規定しておりまして、その支給につきましては、給与条例に定めた一般職員の規定を準用し、期末手当の額は、基準日以前の6カ月以内の報酬の1月当たりの平均額とした期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額とするものでございます。

3ページをお開き願います。

第27条及び第28条では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償につきまして、第27条では通勤に係る費用弁償を、第28条では公務のための旅行に係る費用弁償を規定し、それぞれの支給につきましては給与条例に定めた一般職員の規定を準用し支給するものでございます。

続きまして、3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

次に、議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

議案の概要の4ページをお開き願います。

まず、制定の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されましたことに伴い、会計年度任用職員の給与その他の給付等の支給に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、制定の内容でございますが、まず初めに、第1条関係といたしまして、本巢市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

臨時的任用職員に関する規定の明確化により、改正後の地方公務員法におきまして、第22条の第2項以降が削除されたことに伴い、公益的法人等へ派遣することができる職員等を規定した条文を

改正するものでございます。

次に、第2条関係といたしまして、本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

地方公務員法第58条の2の改正によりまして、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一の時間である会計年度任用職員につきましては、人事行政の運営の状況の公表等の対象に追加されることに伴い改正するものでございます。

第3条関係につきましては、本巢市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正でございまして、会計年度任用職員に係る休職の効果を新たに規定するもので、会計年度任用職員につきましては、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間を任期の範囲内とするものでございます。

第4条関係では、本巢市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございまして、会計年度任用職員に係る減給の効果を新たに規定するもので、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と比べ短い時間である会計年度任用職員について、減ずる報酬の額を規定するものでございます。

次に、第5条関係といたしまして、本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

5ページをお開き願います。

非常勤職員の勤務時間、休暇等を規定した第19条を会計年度任用職員に改めるものでございます。

第6条関係につきましては、本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、育児休業をしている職員に対する勤勉手当の支給を規定する第7条第2項において、会計年度任用職員を支給対象から除外するものでございます。また、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整を規定した第9条におきましても、会計年度任用職員を除外するものでございます。

第7条関係は、本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、地方公務員法第3条の改正により、非常勤特別職職員が厳格化されたことに伴いまして、外国語指導助手を非常勤特別職から会計年度任用職員に移行することにより、特別職の報酬額を定めた別表から削除するものでございます。

次に、第8条関係といたしまして、本巢市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の給与につきましては、新たに制定する本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例により定めることを規定するものでございます。

第9条関係につきましては、本巢市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございまして、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一の時間である会計年度任用職員に旅費を支給するため、支給の対象となる職員として追加するものでございます。

第10条関係では、本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございまして、会計年度任用職員として任用される企業職員の給与につきまして、その種類と基準を定めるものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第46号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の概要の21ページをごらん願います。

まず、制定の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、臨時的任用職員の任用が厳格化されましたことから、定数の外に置く職員を明確化するため、改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、定数の外に置く職員を規定しております職員定数条例の第2条第2項につきまして、改正後の地方公務員法第22条の3第4項において、職員の臨時的任用については従前の要件に加え、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に該当することが新たに追加されたことによりまして、緊急の場合に任用される臨時的任用職員につきましては、新たに職員定数の対象とするため、定数の外に置く職員から除外する条例第2条第2項の規定に追加するものでございます。

また、第3号で規定する条例におきまして、その表記の一部を修正するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

次に、議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

議案の概要の23ページをお開き願います。

まず、制定の趣旨でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整理に関する法律によりまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことに伴いまして、地方公務員法の一部が改正されましたことにより、所要の改定を行うものでございます。

制定の内容でございますが、まず初めに、第1条関係といたしまして、本巢市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

条例第16条第3項で規定しております法律名の表記の修正とあわせ、改正後の地方公務員法第28条第4項の規定におきまして、職員が成年被後見人等に該当したときは、その職を失うとする規定が削除されましたことから、期末手当、勤勉手当及び休職者の給与について失職した場合の規定を削除するものでございます。

次に、第2条関係といたしまして、本巢市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。

改正後の地方公務員法第16条の規定におきまして、成年被後見人または被保佐人に係る欠格条項が削除されましたことから、旅費の対象外となる事由を規定しております条文を改正するものでございます。また旅行中の事故、または天災等により、旅費額を喪失した場合の支給対象者につきまして、扶養親族も含まれる規定に改めるものでございます。

第3条関係につきましては、本巢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

でございます。同じく地方公務員法の改正によりまして、成年被後見人または被保佐人に係る欠格条項が削除されましたことから、消防団員の欠格事項に係る規定を改正するものでございます。

3の適用関係でございますが、次のページをごらん願います。

この条例の施行期日につきましては、改正後の地方公務員法の施行日であります令和元年12月14日とするものでございます。

以上、議案第44号から議案第47号までの補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鐔本規之君）

議案第48号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

#### ○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第48号 本巣市税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の32ページのほうをお開きいただきたいと思います。

最初に改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布されましたことによりまして、軽自動車税の減免及び東日本大震災以降の全国的な災害被災者や災害ボランティアの入湯税の課税免除の状況を踏まえまして、所要の改正をするものでございます。

最初に、軽自動車税第81条の8関係でございますが、令和元年10月1日から施行されます軽自動車税の環境性能割につきましては、当分の間、県がその賦課徴収等を行いますことから、減免につきましても、県の規定に準拠いたしまして、減免できるよう規定を整備するものでございます。

なお、現在、軽自動車税の環境性能割の減免につきましては、公益のため、直接専用する軽自動車、身体障がい者等が所有する軽自動車等が対象でございますが、これに加え、特別な事情による減免、この特別な事情と申しますのは、主に災害により滅失または損失となった軽自動車にかわる軽自動車につきましても減免の対象とするものでございます。

次に、第89条関係、種別割の減免でございますが、現在、種別割の減免につきましては、公益のため、直接専用する軽自動車等を対象としておりますが、こちらにつきましても県の規定に準拠いたしまして、災害により著しく価値を減じた軽自動車等、生活保護法の規定による保護を受ける者が所有する軽自動車等、このほか特別事情があるものを加えまして、減免の対象となる軽自動車等を規定するものでございます。

次に、142条関係でございますが、入湯税の課税免除でございますが、現在、入湯税の課税免除につきましては、年齢が12歳未満の者、共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者、学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯につきまして、課税免除となっております。

先ほど改正の趣旨でも御説明させていただきましたとおり、東日本大震災以降、全国的に災害被災者や災害ボランティアの入湯税の課税の免除の規定が整備されておりますことから、本市におきましても同様に規定整備をするものでございます。

そのほかにつきましては、字句等の整備による改正でございます。

なお、施行日につきましては、本年の10月1日からでございます。

以上、議案第48号の補足説明とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

続きまして、議案第50号及び議案第51号の補足説明を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

それでは、初めに議案第50号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の40ページをお開き願いたいと思います。

1の改正趣旨でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴いまして、印鑑証明事務処理要領が一部改正されたことにより、印鑑登録証明書等に旧氏を記載することが可能となったため、条例を改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、第5条におきまして、住民基本台帳に記録されている項目に、従前からある氏名、氏、名に旧氏を加えるとともに、第6条及び第11条において、それぞれ旧氏の記載を規定するもの、第14条において、旧氏の変更があった場合の抹消について規定するものでございます。また、第2条においては、文言の整理を行うものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、令和元年11月5日とするものでございます。

次に、議案第51号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の44ページをお開き願いたいと思います。

1の改正趣旨でございますが、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布によりまして、受給資格要件として準用する児童扶養手当法の支給制限の適用期間が、11月から翌年の10月までに変更されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、母子家庭等及び父子家庭について、前々年の所得により所得判定する期間について、「1月から9月」から「1月から10月」に改めるものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、令和元年10月1日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

続いて、議案第52号の補足説明を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

それでは、議案第52号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の

一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の本巢市議会定例会議案の概要の47ページをお開きください。

まず、改正の趣旨でございますが、国が進めます幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正し、満3歳以上の教育・保育給付認定子ども及び市町村民税非課税世帯に属する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者につきまして、利用者負担の上限をゼロとするものでございます。また、特定保育所、いわゆる私立の保育園の保育料につきましても同様の措置が講じられましたことにより、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、48ページをごらんください。本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

表の左側、改正案第2条につきましては、幼稚園・保育園の保育料無償化するための改正となっています。

第1号は、法第19条第1項第1号に該当する子どもは3歳以上の子どもで、幼児教育のみを利用するケースとなります。市の幼稚園で申しますと、月額5,000円の保育料をゼロとするものでございます。

第2号は、法第19条第1項第2号に該当する子どもは3歳以上の子どもで、保護者が就労等により子どもを保育できないため、保育園で保育を利用するケースとなります。その保育料をゼロ円とするものでございます。

第3号は、法第19条第1項第3号に該当する子どもは3歳未満の子どもが保育園を利用するケースとなりますが、今回無償化の対象となりますのは市民税非課税世帯のみとなり、それ以外の保護者には、これまでどおり保育料を負担していただきますので、限度額を月額5万1,800円とするものでございます。

次に、第3条につきましては、保育料の減免規定になりますが、今回の幼保無償化により3歳以上の保育料が無償となるため、減免の対象を3歳未満の市民税非課税世帯を除いた、いわゆる無償化対象外の保護者の保育料を減免する規定を改正するものでございます。

なお、適用関係でございますが、幼児教育・保育の無償化の始まる令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明を終わります。

#### ○議長（鰐本規之君）

続いて、議案第53号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

#### ○産業建設部長（原 誠君）

議案第53号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

お手数でございますが、議案の概要の49ページをごらんいただきたいと思います。

改正の趣旨といたしまして、昭和46年に建築された本巢市神海1324番地2に位置する市営神海住宅につきましては、昭和57年に、当時の本巢町がJRから木造1階建て、床面積43.1平米の官舎の

払い下げを受け、公営住宅として管理が始まり、入居者の方が今年7月末に退去されました。

当該住宅は、平成25年度に本市が策定した本巢市公営住宅等長寿命化計画で長期的に用途廃止と判定しており、現在、築48年であり、耐用年数を超過し、老朽化によりまして、今後市営住宅としての利用を続けることが困難であることから、当該住宅を廃止するため、本巢市市営住宅条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、第3条第1項の表中、神海住宅の項から本巢市神海1324番地の2を削るものでございます。

適用関係といたしましては、施行期日を公布の日といたしております。

なお、条例改正後、当該住宅を解体し、更地にし、その土地につきましては普通財産として管理するものでございます。

補足説明は以上でございます。

**○議長（鰐本規之君）**

議案第54号の補足説明を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

**○上下水道部長（翠 直樹君）**

それでは、議案第54号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の51ページをお開きください。

最初に、改正の趣旨でございますが、水道法の一部改正に伴いまして、水道事業指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入されたことにより所要の改正を行うものでございます。また、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布に伴い、同法施行令の条項を引用しております本条例の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、まず、第30条の手数料の変更でございます。

現行制度では、水道事業指定給水装置工事事業者の指定についての規定は定めておりますが、指定の有効期間につきましては定められておりませんので、実態把握などが困難であることにより、指定事業者を5年ごとに更新する制度が水道法で導入されましたので、本条例の第30条第1項第2号の改正を行い、更新手数料の追加をお願いするものでございます。

次に、第33条の給水装置の基準違反に対する措置でございますが、水道法施行令が改正され、それに伴い、同法施行令の条項を引用しております本条例の第33条第1項中第5条を第6条に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和元年10月1日からでございます。

**○議長（鰐本規之君）**

暫時休憩いたします。40分から行いますので、よろしくお願いいたします。

午前10時24分 休憩

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き、再開をいたします。

---

日程第15 議案第55号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第15、議案第55号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第55号 物品売買契約の締結についてでございます。

庁内LANネットワーク機器の購入について、売買契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第55号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第55号 物品売買契約の締結について（庁内LANネットワーク機器）の補足説明をさせていただきます。

情報システム機器購入につきましては、本市の情報システム機器更新計画に基づき、5年ごとに更新するものでございます。

当該ネットワーク機器、主にサーバーでございますが、平成26年度に更新し、5年を経過いたしましたので、新たに更新をするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案の39ページをお開きください。

庁内LANネットワーク機器の購入につきましては、本年7月30日に入札を執行し、同年7月31日に中央電子光学株式会社と仮契約を締結したところでございます。

なお、仮契約の内容につきましては、議案の概要の53ページから57ページのほうに写しをつけさせていただきますので、ごらんいただければと思います。

初めに、物品名でございますが、庁内LANネットワーク機器でございます。主な機器といたしましては、本庁舎の各サーバー、バックアップ機器、本庁舎及び各分庁舎ネットワーク機器、本巣

公民館アリーナ接続機器、淡墨公園と根尾分庁舎接続機器及びライブカメラ録画サーバー等でございます。

次に、納入場所でございますが、本庁舎及び各分庁舎及び淡墨公園でございます。

次に、契約方法でございますが、指名競争入札により行っております。

議案の概要の58ページには入札執行一覧が添付してございますが、12者を指名いたしまして、2者が辞退し、10者により入札を執行したものでございます。

次に、履行期限でございますが、令和元年10月31日までとしております。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含めまして5,594万4,000円でございます。税抜きにいたしますと5,180万円でございます。

以上、議案第55号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

入札とか、そこに関する質疑ではございませんけど、この契約書ですが、14条で補償の関係というのは、これ月に何回とうたうか、随時とうたうか記入すべきかと思いますが、いかがですか。

○議長（鰐本規之君）

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

そこが多分記載が漏れておるところでございますが、随時ということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第16 議案第56号（上程・説明）

##### ○議長（鰐本規之君）

日程第16、議案第56号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第56号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

既に策定をしております根尾西辺地に係る総合整備計画について、市道における辺地対策事業債の予定額を増額するため、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

##### ○議長（鰐本規之君）

議案第56号の補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

##### ○企画部長（大野一彦君）

議案第56号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

根尾西辺地計画につきまして、今回、整備に要する財源の組みかえにより、辺地対策事業債の予定額を増額する必要が生じたことから、計画の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、議案の概要の60ページの新旧対照表をごらん願います。

3の公共的施設の整備計画でございますが、市道につきまして、今年度整備を予定しております根尾越波地内の根尾83号線災害防除事業におきまして、その財源の一部として予定しておりました国庫補助金、防災安全交付金の内示の減によりまして、その整備に要する特定財源を辺地債のみといたしましたことにより、辺地対策事業債の予定額を500万円増額し、1億4,770万円とするものでございます。

なお、事業費につきましては、変更はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

#### 日程第17 議案第57号及び日程第18 議案第58号（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第17、議案第57号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてと、日程第18、議案第58号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第57号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

それでは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,925万円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、普通交付税、社会資本整備総合交付金、ふるさととす応援寄附金及び繰越金などの増額、また、財政調整基金繰入金及び臨時財政対策債の減額などでございます。

歳出の主なものといたしましては、庁舎整備基本計画策定等委託料の新規計上、また、長良糸貫線道路整備事業における文化財発掘作業委託料等の増額、また、前年度の国県補助金負担金等に係る還付金等の新規計上でございます。

次に、議案第58号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

まず、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,064万7,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、国民健康保険基金繰入金を減額するものでございます。また、歳出の主なものといたしましては、保険給付費等交付金の精算に係る還付金等を増額するものでございます。

次に、施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ730万6,000円を減額するものでございます。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。また、歳出の主なものといたしましては、歯科医師職員の退職に伴う一般職給与等を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

---

日程第19 認定第1号から日程第25 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告）

○議長（鐔本規之君）

日程第19、認定第1号から日程第25、認定第7号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、平成30年度本巢市の各会計決算の認定につきまして、御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成30年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は170億5,261万6,593円、歳出総額は160億118万8,072円、歳入歳出差引残額は10億5,142万8,521円でございます。

次に、認定第2号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は38億8,415万141円、歳出総額は37億4,531万6,621円、歳入歳出差引残額は1億3,883万3,520円でございます。

また、施設勘定の歳入総額は2億6,928万7,989円、歳出総額は2億5,830万8,751円、歳入歳出差引残額は1,097万9,238円でございます。

次に、認定第3号 平成30年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億9,403万2,415円、歳出総額は3億9,035万1,629円、歳入歳出差引残額は368万786円でございます。

次に、認定第4号 平成30年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は2,075万円、歳出総額は2,074万9,176円、歳入歳出差引残額は824円でございます。

次に、認定第5号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億8,130万6,444円、歳出総額は6億5,790万8,456円、歳入歳出差引残額は2,339万7,988円でございます。

次に、認定第6号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億3,528万2,819円、歳出総額は3億2,240万5,726円、歳入歳出差引残額は1,287万7,093円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の6案件につきましては、去る7月8日から8月2日までの間、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号 平成30年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

まず、収益的収入は8億3,622万7,455円、収益的支出は8億488万6,573円でございます。また、資本的収入は2億1,434万8,880円、資本的支出は5億8,870万6,079円でございます。

水道事業会計決算につきましては、去る5月27日、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鐔本規之君）

それでは、認定第1号から認定第7号については、三田村及び上谷監査委員に監査をお願いして

ありますので、三田村晃司代表監査委員に決算審査についての意見を求めます。

三田村晃司代表監査委員。

#### ○代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、平成30年度決算審査意見について申し上げます。

今回審査しましたのは、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成30年度本巢市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成30年度基金の運用状況、また、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成30年度本巢市水道事業会計決算であります。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況から申し上げます。

審査は、7月8日から7月16日までの間、本庁舎3階第1委員会室において5日間にわたり実施いたしました。また、8月1日には根尾谷地震断層観察館に出向き、実地審査を行いました。

審査内容は、総合活用整備事業として整備した地震断層観察館内の断層トレンチのり面改修工事について審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りがないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務についても、適正に行われていることを確認いたしました。

なお、各会計の審査結果の詳細については、提出いたしました審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

一般会計に特別会計を合わせた当年度の総計決算額は、歳入226億3,742万3,000円、歳出213億9,622万5,000円であります。形式収支は12億4,119万8,000円、実質収支は10億6,141万4,000円とともに黒字ですが、単年度収支につきましては1億4,624万円の赤字となっています。

当年度の主な財政分析指標を見ると、財政力指数は0.590で、前年度に比べると0.015ポイント低下し、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は87.2%で、前年度に比べ2.4ポイント上昇しています。

このことから、前年度決算時より留保財源が減少し、財源の余裕が失われつつあるため、ますます財政構造の硬直化が危惧されます。今後は安定的かつ自立的な財政基盤の構築と財政構造の弾力性に向け、自主財源の確保に取り組まれることが必要であると考えます。

次に、歳入決算における歳入構造を見ますと、自主財源の構成比率は49.8%で、対前年度0.2ポイント上昇していますが、依然として5割を切っており、自主財源の確保を必要としているところであります。

次に、市税等の過年度分を含めた滞納額の年度別推移を見ますと、平成28年度まで増額となっていた市民税、固定資産税、保育料負担金、学校給食費、国民健康保険税、農業集落排水事業施設使用料、公共下水道費分担金及び公共下水道施設使用料は全て減少に転じています。その一方で、軽自動車税、住宅使用料、福祉医療費高額療養費等戻入金及び生活保護費返還金の滞納額は増加傾向、出産祝金返還金及び農業集落排水事業農業費分担金は横ばいとなっています。

また、不納欠損額は、一般会計では前年度に比べ1億6,832万9,000円で、95.5%の減少となっています。この要因は、市税で1億6,849万3,000円で、95.6%と大幅に減少したもので、特に固定資産税において不納欠損したことによるものであります。ほかに、負担金、使用料、財産収入及び雑入は増加しています、このほか、国民健康保険特別会計などでも減少しています。

不納欠損は、納税者に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を著しく低下させるものであるため、今後も不納欠損処分に当たっては徹底した調査の上、厳正に対処されることを望みます。

なお、収納体制については、関係部署が連携した全庁的な取り組みを進めていただき、引き続き収納未済額の縮減、収納率の向上が図られることを期待いたします。

次に、歳出決算における歳出構成を見ますと、義務的経費を除いた経常的経費である物件費、維持補修費及び補助費等の割合は32.8%で、前年度に比べ2.2ポイント低下しています。また、投資的経費の割合についても16.3%で、前年度に比べ2.3ポイント低下しています。今後も引き続き経常的経費の節減を図り、財政が硬直化しないよう弾力性のある財政の維持に努める必要があると考えます。

次に、市債の発行については、一般会計と特別会計を合わせて当年度13億77万6,000円を発行しています。このうち一般会計は12億9,117万6,000円で、特別会計は960万円の発行となっています。

当年度末における残高は、合計229億1,802万円で、前年度に比べ3億6,579万5,000円で1.6%低下しています。

引き続き、歳入に応じた形での投資を念頭に、将来の世代に過大な負担を残すことがないように、適切な市債残高と縮減に努められることを望みます。

不用額については、一般会計と特別会計を合わせた総額で9億5,543万8,000円であります。前年度より4億7,969万6,000円で33.4%減少しています。

予算執行については現状を把握し、適正な時期に適正な金額の補正を行うなど、不用額の減少に努力し、より適正な運用が行われることを期待いたします。

最後に、当年度決算は、経常的收入が増加し、経常収支比率が87.2%まで上昇している状況であります。75%程度の数値が妥当と言われる中、大変高い数値となっており、これは財政構造の弾力性がなくなりつつあると言わざるを得ない状況であります。

また、今後は福祉・医療など社会保障関係費用の伸びが予測されるなどに加え、公共施設及び社会資本の老朽化・減災対策など、地方自治には厳しい財政運営が求められます。

このような状況を踏まえ、将来を見据えた健全な財政計画のもと、さらなる財政の健全化を目指し、市民福祉の向上と市政の発展に尽力されることを望むものであります。

続いて、水道事業会計決算について述べます。

審査は、5月27日に本庁舎3階第2委員会室において実施いたしました。

また、同日に樽見配水池に出向き、実地審査を行いました。審査内容は、配水池耐震補強工事についてであります。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、

当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認められました。

なお、審査結果の詳細につきましては、提出いたしました審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の事業実績を見ますと、給水人口は3万1,606人、給水戸数は1万654戸となり、前年度に比べ給水戸数は74戸、0.7%、給水人口は1.4%とそれぞれ減少しています。

また、それに伴って年間配水量は2.5%の減少、年間有収水量は0.2%の増加となっています。

その結果、配水量に対する有収水量の割合を示す有収率は75.8%で、前年度に比べると今年度は2.1ポイント上昇しています。ただし、有収率については、ここ数年低下傾向にあったため、その対策として計画的な老朽管の交換や漏水箇所を特定した修繕などに努められて改善傾向ではありますが、いまだに平成29年度の類似団体の平均値や本市の23年度の有収率に届いていない状況であります。

効率的で有効な水資源を利用するという点においては、今後、原因を調査し、無効水量を減少させるよう対処されることを望みます。

次に、建設拡張改良工事については、樽見配水池耐震補強工事や浄水場等の施設整備を実施するなど、危機管理対策の充実を図ったほか、耐震管を採用した配水管の拡張及び改良など、災害に強い水道管の整備が計画的に進められているところであります。

経営面では、営業収益が3億5,999万8,000円、営業費用が7億3,254万8,000円であり、営業収益は前年度に比べると17.7%増加、営業費用は4.7%減少しています。この結果、営業利益は3億7,255万円の赤字であります。前年度に比べると4,259万3,000円の赤字減少となっています。

また、営業外収益、営業外費用ともに前年度に比べ減少となり、営業利益と合わせた経常利益についても、前年度に比べ3,018万2,000円と大幅な減少となっています。

これにより営業収支比率が48.4%となり、前年度に比べ2.8ポイント上昇し、営業損失が減少していることとなります。

次に、財政状況を見ると、当年度は2億7,244万2,000円に及ぶ建設改良事業が行われていますが、この財源は企業債及び国庫補助金、負担金等によって賄われているため、財政状態に大きな変動はありませんが、固定資産対長期資本比率131.3%で前年度と変動はなく、これは前年度と同様、過大投資の基準である100%を超えている点が懸念されるところであります。

また、短期債務に対する支払い能力をあらわしている流動比率及び酸性試験比率については、前年度に比べ数値は低下しているものの、依然として信用度の高い数値を示しているところであります。

さらに原価計算において、供給単価に対する給水原価が87.5円の差損を生じた結果、前年度に比べ9.5円減少していますが、依然として給水原価との差は大きく、この状況は非常に好ましくないことから、早急な水道使用料金の改定等の検討が必要と考えます。

水道事業は、市民や企業の節水やコスト削減意識の定着に加え、節水機器などの普及により、大

幅な給水収益の増収は期待できないところであります。一方で、安全な水道水を安定供給するため、水道施設の老朽化対策、耐震化の推進、水質・危機管理など多額の資金が必要であり、厳しい事業経営が求められます。引き続き、将来の財政負担の軽減と平準化などを図りながら、計画的で効率的な財政運営に努められることを望みます。

以上で決算審査についての意見を終わります。

**○議長（鰐本規之君）**

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑は9月2日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

三田村代表監査委員は自席にお戻りください。

---

**日程第26 議員派遣について**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第26、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

**散会の宣告**

**○議長（鰐本規之君）**

以上で本日の日程は全て終了しました。

9月2日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午前11時15分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 高 田 浩 視

署 名 議 員 寺 町 茂